

# 中国会計基準における公正価値の使用

陶 静

はじめに

I 中国会計基準における「公正価値」の歴史

II 中国会計基準における「公正価値」の現状

おわりに

## はじめに

中国政府財政部は2006年に新『企業会計準則』を公布し、2007年度から中国の上場企業に対して適用した。その後順次適用対象が拡大されており、最終的に上場企業に加えすべての大中企業に適用される予定である。新『企業会計準則』は公布当時、基本的に国際会計基準とコンバージェンスがなされていると言われており、評価されていた<sup>1</sup>。この準則は公布してから現在まで改定されていない。しかし、さらなる国際会計基準とのコンバージェンスを実現するため、国際会計基準の改定に合わせて、現在改定作業中であり、2011年末までに改定作業が完成される予定である。

2010年4月1日、中国政府財政部は「企業会計準則と国際財務報告基準（IFRS）との継続的コンバージェンスに関するロードマップ」を公表した。その中で中国会計準則とIFRSとの違いは「重要な差異」と「差異とは認められない相違点」の二つに分類されている。「重要な差異」とは純粋な会計基準間の差異であるのに対し、「差異とは認められない相違点」とは会計基準間に相違点が存在することを認めつつも、社会経済環境の違いなどから中国政府は会計基準間の「差異」としてまで認識しないというものである<sup>2</sup>。「差異とは認められない相違点」のなかに「公正価値」による測定も挙げられている。もっとも2006年新『企業会計準則』公布当時、「公正価値」の取り入れが国際会計基準に近づいたしるしの一つとしてアピールされていた。

財務会計の目的は1980年代頃から投資者などの意思決定の有用性に重点をおくようになった。「公正価値」は資産負債の適正な時価を表示するため、投資者などの意思決

1 楼继伟「会计准则的各项准备工作」（「会計基準実施に伴う各準備作業」）『財政部会計準則委員会全員参加会議の発言原稿』、2006年10月の内容を参考にし、まとめたものである。

2 中国財政部「中国企业会计准则与国际财务报告准则持续趋同路线图」（「中国企業会計準則と国際財務報告基準（IFRS）とコンバージェンスに関するロードマップ」）（财会〔2010〕10号）、2010年4月の内容を参考にし、まとめたものである。

定に有用であるとみられ、広く使用されるようになった。このこともあって、中国においては2006年の新『企業会計準則』よりも早く1998年から「公正価値」(中国語で「公允価値」)という概念が会計基準に登場していた。

国際会計基準に近づいたしるしとして評価されていた中国会計基準における「公正価値」の取り入れであるが、実際国際会計基準との相違が存在している。その点について中国政府財政部は認めながらも「差異」とまでは認めていない。それだけでなく、「国際会計基準審議会 (IASB)」も中国の特殊な市場経済環境によるものとして容認している。では、中国会計基準における「公正価値」の内容は国際会計基準とどのような相違があるのか、そして実務上の適用実態はどのようなものなのかを確認する必要があると思われる。本論文は中国の会計基準における「公正価値」使用の歴史、現状をまとめたうえで、中国会計基準における「公正価値」の内容を国際会計基準の内容と比較する。さらに中国の証券市場に上場している企業の年度報告(2007年~2008年)を利用し、実際に「公正価値」が財務諸表に反映された一部の内容を限定的に分析し、最終的に中国会計基準における「公正価値」の使用の問題点およびその対策を探りたい。

## I 中国会計基準における「公正価値」の歴史

「公正価値」が中国会計基準で使われていた期間は現在までまだわずか十数年しか経っていない。その間予期していなかった適用後の実務上の問題が多数発生した。それが原因で、中国会計基準における「公正価値」の使用が停滞、あるいは後退した時期もあった。中国の会計基準において「公正価値」の使用が決して順調に進んできたとは言えない。以下現在までの中国会計基準における「公正価値」の使用を3つの時期に分けてまとめてみた。

### 1. 「公正価値」使用の出現(1994年~2000年)

「公正価値」という表現が中国で初めて会計用語として使われたのは中国財政部により1994年7月に出版された『国際会計基準』の翻訳本のなかである。そして「公正価値」(中国語で「公允価値」<sup>4</sup>)が初めて中国の会計基準に出現したのは中国財政部が1998

3 中国財政部会計事務管理司、『国際会計準則(中文版)』(『国際会計準則(中国語版)』), 1994年7月のなかに「fair value」の訳文は「公正価値」となっている。

4 中国財政部は脚注3の翻訳本のなかで「fair value」は「公正価値」と訳した。しかし、実際中国の会計準則のなかでは「公允価値」という表現で統一してある。現在の翻訳文も「公允価値」と訳すようになっている。中国語で「公正」は「フェア、公平」の意味で、「公允」は「公に認められている」の意味である。なぜ「公正」ではなく「公允」なのかはとても興味深いところである。私見では中国会計基準における「公正価値」測定に用いる推定値の内容と関係がある。

年6月に公布した『企業会計準則－債務再編－』のなかである<sup>5</sup>。『企業会計準則－債務再編－』のなかで「公正価値」の定義は「公平取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で、資産が交換され得る、又は負債が決済され得る金額」とされた。さらに、「債務者が非現金資産をもって債務清算或いは債務を資本化するとき、当該非現金資産および資本化した部分を公正価値に従って記帳している場合、債務者は債務再編収益を計上できる」とされている。これを皮切りに中国での「公正価値」の使用が正式に開始された。同年『企業会計準則－投資－』が公布された。そのなかで「公正価値」とは「現在市場価値」、「正味実現可能価値」、「割引現在価値」などを意味すると規定した。1999年に公布した『企業会計準則－非貨幣性資産交換－』のなかでも「公正価値」を測定基準として使い、受入資産の公正価値と払出資産の帳簿価額の差額を当期損益に計上しなければならないと規定した。

以上述べたように、1994年の翻訳本のなか初めて「公正価値」という概念が中国で登場した。その後4、5年の時間を経て中国会計基準に取り入れられた。その背景はどのようなものであろう。私見をまとめてみると、まず中国が「計画経済」から「市場経済」へ転換したのは1970年代後半である。中国が「市場経済」に転換した初期では、「市場」とは中国国内市場のみであり、「市場経済」の内容もかなり限定的であった。しかし、「市場経済」の発展によって、中国は中国国外市場にも目を向けるようになった。そして「国際市場」も中国の「市場経済」に注目するようになってきた。その結果、国外証券市場に上場する、或いは上場しようと思う中国企業が増え、また中国の証券市場に上場する、或いは上場しようと思う外国企業も現れた。そして中国の「市場経済」の内容も国際市場に近づいてきた。前述のように1980年代頃から「公正価値」は資産負債の適正な時価を表示するため、投資者などの意思決定に有用であるとみられ、国際的に広く使用されるようになった。中国においても同様である。対外的には国際会計基準を見習い、可能な限り中国の会計基準に「公正価値」を取り入れ、中国の「市場経済」は国際的になりつつあると表明する必要があったであろう。一方、対内的には資産負債の適正な時価を表示する「公正価値」を取り入れ、中国の投資者の意思決定の役に立たせたかったからであろう。

## 2. 「公正価値」使用の後退（2001年～2004年）

1998年から「公正価値」が正式に中国の会計基準に登場し、測定基準として使われた。しかし、2001年中国政府財政部は「債務再編」、「投資」、「非貨幣性資産交換」などの企業会計準則について改定を行った。改定後、依然として「公正価値」の定義を保

5 谢诗芬『公允价值：国际会计前沿问题研究』（『公正価値：国際会計先端問題研究』）湖南人民出版社、2004年、364頁。

留したものの、測定基準として「公正価値」を使うことをできるだけ避けるようにし、原則帳簿価額を使うことを規定した。<sup>6</sup>「非貨幣性資産交換」準則のなかに一部条件を満たした取引だけが「公正価値」による測定を認められた。この改定は以下のことが原因である。始まりは中国の市場がまだ活発ではないので「公正価値」の値を確定するのは難しく、その結果、一部の企業に「公正価値」を濫用し利益操作を行うチャンスを与えることになった。そして、一部の企業が「公正価値」利用する粉飾決算を行った。例えば土地使用権を不正に高額に査定し「公正価値」として評価益を計上することによって利益を水増しする会社、債務再編の「公正価値」測定を利用し不当に高い債務再編益を計上することで利益を増やす会社などが摘発された。中国政府は社会主義国での資本経済市場の会計計算規則をあらたに規定し、違法行為を行う会社を規制するために「公正価値」の使用を避けるようになった。言い換えれば、1998年～2001年の企業会計準則の執行状況から中国の「市場経済」が未熟であることが判明したため、中国会計基準における「公正価値」使用の一時的後退が容儀なくされた。

一方、中国は『企業会計準則』での「公正価値」の使用を避けながらも2000年12月公布された『企業会計制度』、2001年11月に公布された『金融企業会計制度』のなかでは「公正価値」が使用されている。具体的には『企業会計制度』のなかでは減損の測定、引当金の計上に「公正価値」の概念が使われ、『金融企業会計制度』ではデリバティブなどについては「公正価値」による測定を行うことが規定されている。

このことは表面から見ると、中国が国内の社会主義国の「市場経済」を規制するため、濫用されがちな「公正価値」の使用は会計基準の改定を通じて避けることにしたものの、「市場経済」の国際的な発展を強く望み、一部の会計基準（制度）において「公正価値」の使用を認め、国際会計基準に近づこうとする矛盾ともいえる中国のやり方である。しかし、私見では中国のこのやり方は矛盾に見えても、実は一番中国の実情に合い、中国の国益を考えた上での判断であろう。もっとも、その時期から中国は国際社会での発言力が強くなりつつであり、中国の経済力も世界的に注目されるようになった。中国は経済的には、まず「市場経済」を安定させ、つぎはさらに発展させ、国際的に投資を呼び込み、中国企業の国際進出も推し進めたかったのである。一方政治的には、中国は一貫として「社会主義」の政治体制を貫いてきて、これからもおそらくそうであろう。経済の発展には「市場経済」を国際社会に認めてもらわないといけないので、国際社会に対して妥協しなければいけない。しかし、政治の安定は「市場経済」の中国の特殊事情について中国のやり方でやる。それだけでなく、中国のやり方を国際的に承認してもらおうよう妥協してもいいところだけ妥協をする。経済と政治両方について考えたす

6 冯淑萍「关于建立国家统一会计核算制度的若干问题」（「統一した国家会計計算制度制定に関する問題」）『会計研究』、2001年1月号、9-13頁の内容をまとめて訳した。

え、中国は当時会計基準（制度）においては「公正価値」の使用は避けては通れない「減損」, 「金融商品」を選んで妥協したのであろう。この妥協はまた将来の中国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスを見据えたうえでの判断であり、中国の意思表示でもあったのであろう。

### 3. 「公正価値」使用の拡大（2004年～現在）

中国では2004年から「中国財政部会計準則委員会」が中国財政部の指示をうけ、積極的に「国際会計基準審議会（IASB）」と連携をとり、全力で中国の企業会計基準体系の整備を始めた。その時期から、「国際会計基準」を中国の実情と照らし合わせて、中国会計基準を「国際化」する研究がさらに進められた。2006年2月に中国の新『企業会計準則』（1項目の「基本準則」と38項目の「具体準則」を含む）が公布された。「基本準則」において「公正価値」の定義を明確にし、さらに測定基礎は「取得原価」、<sup>7</sup>「再調達原価」、<sup>7</sup>「正味実現可能価額」、<sup>7</sup>「現在価値」、<sup>7</sup>「公正価値」の5つが挙げられている。38項目の「具体準則」において、21項目で「公正価値」による測定が規定されている。詳細は第1表に示す。これにより中国会計準則における「公正価値」の使用が全面的に展開されたと思われる。

第1表 中国新企業会計準則における公正価値の使用<sup>1</sup>

| 新『企業会計準則』（2006）        |      | 「公正価値」<br>使用          | 『国際会計基準書』 &<br>『国際財務報告基準書』 |        |
|------------------------|------|-----------------------|----------------------------|--------|
| 基本準則                   |      | 定義, 階層化 <sup>2</sup>  | 財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク      |        |
| 棚卸資産                   | 第1号  |                       | 棚卸資産                       | IAS 2  |
| 長期株式投資 <sup>3</sup>    | 第2号  | 当初, 事後測定 <sup>4</sup> | 関連会社に対する投資                 | IAS 28 |
| 投資不動産                  | 第3号  | 当初, 事後測定              | 投資不動産                      | IAS 40 |
| 有形固定資産                 | 第4号  | 当初測定                  | 有形固定資産                     | IAS 16 |
| 生物資産（農業）               | 第5号  | 当初, 事後測定              | 農業                         | IAS 41 |
| 無形資産                   | 第6号  | 当初測定                  | 無形資産                       | IAS 38 |
| 非貨幣性資産の交換 <sup>5</sup> | 第7号  | 当初測定                  |                            |        |
| 資産の減損                  | 第8号  | 当初, 事後測定              | 資産の減損                      | IAS 36 |
| 従業員給付                  | 第9号  | 当初測定                  | 従業員給付                      | IAS 19 |
| 企業年金基金（退職給付制度の会計および報告） | 第10号 | 当初, 事後測定              | 退職給付制度の会計および報告             | IAS 26 |
| 株式報酬                   | 第11号 | 当初, 事後測定              | 株式報酬                       | IFRS 2 |
| 債務再編 <sup>6</sup>      | 第12号 | 当初測定                  |                            |        |
| 偶発事象                   | 第13号 | 当初, 事後測定              | 引当金, 偶発負債および偶発資産           | IAS 37 |
| 収入（収益）                 | 第14号 | 当初, 事後測定              | 収益                         | IAS 18 |
| 工事契約                   | 第15号 |                       | 工事契約                       | IAS 11 |

7 中国財政部会計司『企業会計準則解説』（『企業会計準則解説（2010年版）』）人民出版社、2010年、2頁より抜粋し翻訳した。

|                                       |        |                 |                                    |                            |
|---------------------------------------|--------|-----------------|------------------------------------|----------------------------|
| 政府補助 (国庫補助金の会計および政府援助の開示)             | 第 16 号 | 当初, 事後測定        | 国庫補助金の会計および政府援助の開示                 | IAS 20                     |
| 借入費用                                  | 第 17 号 |                 | 借入費用                               | IAS 23                     |
| 法人所得税                                 | 第 18 号 |                 | 法人所得税                              | IAS 12                     |
| 外貨換算                                  | 第 19 号 |                 | 外国為替レート変動の影響                       | IAS 21                     |
| 企業結合                                  | 第 20 号 | 当初, 事後測定        | 企業結合                               | IFRS 3                     |
| リース                                   | 第 21 号 | 当初, 事後測定        | リース                                | IAS 17                     |
| 金融商品 (認識と測定)                          | 第 22 号 | 当初, 事後測定        | 金融商品 (認識と測定)                       | IAS 39                     |
| 金融商品 (移転時の認識と測定)                      | 第 23 号 | 当初, 事後測定        |                                    |                            |
| 金融商品 (ヘッジ会計)                          | 第 24 号 | 当初, 事後測定        |                                    |                            |
| 保険契約                                  | 第 25 号 |                 | 保険契約                               | IFRS 4                     |
| 保険契約 (再保険 <sup>7</sup> )              | 第 26 号 |                 |                                    |                            |
| 石油天然ガス採掘 (鉱物資源の探査および評価 <sup>8</sup> ) | 第 27 号 | 事後測定            | 鉱物資源の探査および評価                       | IFRS 6                     |
| 会計方針, 会計上の見積りの変更および誤謬                 | 第 28 号 |                 | 会計方針, 会計上の見積りの変更および誤謬              | IAS 8                      |
| 後発事象                                  | 第 29 号 |                 | 後発事象                               | IAS 10                     |
| 財務諸表の表示                               | 第 30 号 |                 | 財務諸表の表示                            | IAS 1                      |
| キャッシュ・フロー計算書                          | 第 31 号 |                 | キャッシュ・フロー計算書                       | IAS 7                      |
| 中間財務報告                                | 第 32 号 |                 | 中間財務報告                             | IAS 34                     |
| 連結財務諸表                                | 第 33 号 |                 | 連結および個別財務諸表                        | IAS 27                     |
| 1株当たり利益                               | 第 34 号 | 参考 <sup>9</sup> | 1株当たり利益                            | IAS 33                     |
| セグメント別報告                              | 第 35 号 |                 | セグメント別報告                           | IAS 14                     |
| 関連当事者についての開示                          | 第 36 号 |                 | 関連当事者についての開示                       | IAS 24                     |
| 金融商品 (開示及び表示)                         | 第 37 号 |                 | 金融商品 (開示及び表示)<br>金融商品 (開示)<br>金融商品 | IAS 32<br>IFRS 7<br>IFRS 9 |
| 企業会計準則の初度適用                           | 第 38 号 | 当初測定            | 国際財務報告基準の初度適用                      | IFRS 1                     |

1 中国財政部『企業会計準則』(2006年版)の内容を翻訳しまとめたものである。

2 「公正価値」概念の「階層化」とは「公正価値」評価の方法は市場価格に限定しないで3つのレベルの値が「公正価値」と見なされることである。適用するときレベル1からレベル3の順に選択する。詳細は「おわりに」のところで説明する。

3 2号の「長期株式投資」はIAS 28以外にIAS 27, 31, 39の一部内容も含む。

4 「当初測定」とは資産負債認識時の測定のことである。「事後測定」とは資産負債認識後の継続測定のことである。

5 中国の『企業会計準則』の「具体準則」7号「非貨幣性資産の交換」は国際基準にない固有のものでなく、国際基準では「棚卸資産」, 「固定資産」, 「無形資産」などにある「資産の交換」の内容をまとめて、1つの「具体準則」として公布したものである。

6 「債務再編」とは債務者に財務上困難な状況が生じた場合に、債権者が債務者との合意あるいは裁判所の裁定に基づき譲歩する事項を意味する。中国の『企業会計準則』の「具体準則」12号「債務再編」はそれの認識, 測定, 開示などについて規定している。それに関して、国際基準では単独で取り扱う基準はないものの、IAS 39あるいはIFRS 9で「金融負債の認識の中止」が債務再編に関連する内容である。

7 25号および26号の「保険契約および保険契約-再保険-」はIFRS 4と比べて、具体的な会計処理まで規定している。

8 27号の「石油天然ガス採掘」はIFRS 6と比べて、採掘各段階の会計処理まで規定している。

9 「公正価値」を参考値として採用。

第1表のように中国会計基準における「公正価値」の使用が一見全面的に拡大されている。その原因は中国国内外にあると考える。まず、中国国内において、1970年代後

半から始まった市場経済が30年ぐらいの年月を経て徐々に成熟してきた。そして「公正価値」の使用の市場基礎も作り上げた。また中国の資本市場も大きくなり、上場企業数が年々増加している。2007年は1572企業、2008年1624企業、2009年1774企業<sup>8</sup>となった。証券市場の流通総額は2009年度世界3位まで上り詰めた。また証券市場の成熟によって投資者の会計情報に対する分析判断能力もある程度備わった。さらなる資本市場の拡大を狙うなら「公正価値」の使用は不可欠であった。一方、特にWTO加盟後、外国資本が大量に中国に入り、それに続き複雑な金融デリバティブ商品も中国市場で扱われるようになり、「公正価値」の使用を推進する要因となった。さらに、中国では経営者を監督し、利益操作をしにくくする法整備も着々と進んできた。つぎに中国国外からみてみよう。国外の要因は一言でいうと国際会計基準とのコンバージェンスである。中国のWTO加盟後、加盟各国は中国の「市場経済」について評価を行うことになった。先進国家が中国の「市場経済」を認めていないこともしばしばあるが、その理由の一つは中国の会計基準が国際会計基準と合致しないからである。さらに2006年12月11日にWTO加盟5年間の経過措置期間が過ぎ、中国は全面的にWTOの要求に従わなければならなくなった。よって中国の会計基準で全面的に「公正価値」を使用し、経済の世界化および会計基準の国際化を目指さなければならなくなった。しかし、中国会計基準における「公正価値」の全面適用は実はかなり制約があり限定的なものである。その説明は第2章で行う。

## II 中国会計基準における「公正価値」の現状

中国の新『企業会計準則』の国際化の目玉は、今までにも増して「公正価値」を本格的に導入したことであろう。第1表が示すように測定に関係ある「具体準則」の70%で「公正価値」が使われている。中国会計基準における「公正価値」の使用は広範囲と言えよう。しかし、中国会計基準における「公正価値」の使用は制約が多く、限定的である。この章では、まず中国会計基準における「公正価値」の使用の現状と国際会計基準とを比較し、それから2007年度、2008年度の中国証券市場に上場している企業の年度報告データを利用し、「公正価値」の使用の実例をみてみよう。

### 1. 「公正価値」の使用の国際比較

中国の会計基準において測定基準として「公正価値」を使用するには厳しい条件が課されている。まず「基本準則」の43条に「一般的には「取得原価」による測定とし、「再調達原価」、「正味実現可能価額」、「現在価値」、「公正価値」が適用されるのは、金

8 中国証券市場の2007年、2008年、2009年の年度報告を使って調べた内容をまとめたものである

額を入手できかつ信頼性をもって測定可能性が保証されている場合に限定している。」と記されている。また各「具体準則」において「公正価値」の使用の詳細な条件が述べられている。この点は国際会計基準と差がある。以下「具体準則」の「投資不動産」, 「生物資産」, 「非貨幣性資産の交換」, 「企業結合」, 「金融商品－認識と測定－」など「公正価値」の使用が多くみられる項目の使用条件についてまとめてみると第2表のようになる。

第2表 「具体準則」における「公正価値」の使用条件<sup>1</sup>

| 項目        | 中国会計基準   | 国際会計基準            |
|-----------|--|-------------------|
| 投資不動産     | <p>原則として原価モデル。一定の条件のもと公正価値モデルの適用可。</p> <p>投資不動産の認識時の測定は、取得原価で行うこととされている。ただし、外部からの購入、自家建設以外の方法による（例えば、非貨幣性資産交換、債務再編に）取得の場合、一定の条件のもとで公正価値モデル適用可とされる。</p> <p>投資不動産の認識後の測定は、原価モデルと公正価値モデルが選択適用される一方、中国においては公正価値に関する実務が習熟していない現状を反映し、原則として原価モデルを適用し、投資不動産の公正価値を継続的かつ信頼性をもって入手できるという確実な証拠がある場合に限り、公正価値モデルを適用できると規定している。具体的には以下の2つの条件を同時に満たす必要がある。</p> <p>①投資不動産の所在地に活発な不動産取引市場があること。②企業が不動産取引市場から同類のまた類似する不動産の市場価格およびその他の関連する情報を入手でき、それによって投資不動産の公正価値を合理的に見積もることができること。</p> <p>公正価値モデルを採用して測定する場合には、投資不動産に対する減価償却または償却は計上せず、貸借対照表日において投資不動産の公正価値に基づきその帳簿価額を修正し、その公正価値と修正前の簿価、すなわち前期末の公正価値または取得原価との差額は当期の損益に計上することとなる。</p> <p>財務諸表の注記として開示すべき項目として5つ規定している。評価モデルごとに注記と開示すべき項目が異なっている。</p> | 原価モデルと公正価値モデル選択適用 |
| 生物資産      | <p>原則として取得原価モデル</p> <p>生物資産の認識時の測定は、取得原価で行うこととされている。ただし、非貨幣性資産交換、債務再編に取得の場合、一定の条件のもとで公正価値モデル適用可とされる。</p> <p>生物資産の認識後の測定については、中国では一般に各種生物資産の公正価値を取得することが困難であるため、原則として取得原価に基づき行う。ただし、生物資産の公正価値が信頼性をもって取得できることを示す確実な証拠がある場合に限り、公正価値で測定し、変動による損益を当期の損益として計上する。</p> <p>財務諸表の注記として開示すべき項目として大きく2つに分けて規定している。①生物資産に関する情報。②生物資産の増減変動に関する情報。</p>  | 原則として公正価値モデル      |
| 非貨幣性資産の交換 | <p>非貨幣性資産の交換は2つの条件を同時に満たす場合には、その公正価値と支払う関連税金費用を受入資産の取得原価とし、公正価値と払出資産の帳簿価額との差額を当期の損益とすると規定されている。</p> <p>①当該交換が商業的実質を伴っていること。②受入資産または払出資産の公正価値が信頼性をもって測定できること。また、受入資産および払出資産のいずれの公正価値も信頼性をもって測定できる場合には、受入資産の公正価値の信頼性がより高いことを示す確実な証拠がない限り、払出資産の公正価値を受入資産の取得原価を確定するための基礎とする必要がある。</p>  | ほぼ同等              |



|             |   |   |
|-------------|---|---|
|             | <p>さらに信頼性をもって測定できるとは以下のいずれかの状況に合致することを指す。</p> <p>①受入資産または払出資産に活発な市場が存在する。②受入資産または払出資産に活発な市場が存在しないが、同種または類似する資産の活発な市場が存在する。③受入資産または払出資産に同種または類似する資産の比較可能な市場取引が存在しない場合、評価技法を用いてその公正価値を確定できる。</p> <p>財務諸表の注記として開示すべき項目として4つ規定している。そのなかの1つは受入資産、払出資産の公正価値および払出資産の帳簿価額である。</p>   |   |
| 企業結合        | <p>国際会計基準と異なった点は、共通支配下の企業結合について、簿価での引継ぎを認めるプーリング法の適用が認められている。これは中国の国有企業改革を円滑に進める観点から認めたものである。</p> <p>非共通支配下の企業結合はパーチェス法による。すなわち買収会社・合併会社は被買収会社・被合併会社の資産と負債を時価（公正価値）で測定する。</p>   | パーチェス法のみ  |
| 金融商品（認識と測定） | <p>金融商品とは金融資産と金融負債または持分金融商品を同時に発生させる契約のことであり、デリバティブ取引には先物契約、先渡契約、スワップとオプションなどの金融商品が含まれる。</p> <p>金融商品は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産（売買目的）、満期保有投資、貸付金と未収債権、売却可能金融資産の4つに区分されている。</p> <p>損益を通じて公正価値で測定される金融資産（売買目的）には短期売買・ポートフォリオによるトレーディング目的の金融資産、デリバティブが含まれる。公正価値評価された評価変動額は当期の損益に計上する。売却可能金融資産はほかの3つのカテゴリー以外のものを指す。一部例外を除いて公正価値により評価され、その評価差額は資本直入法による処理を行う。</p> | ISA 39 とほぼ同等。しかし、ISA 修正し 2009 年 11 月に IFRS 9「金融商品」が公表され、そのなかで金融商品の4分類を簡素化し、2分類に変更するとともに公正価値測定の範囲と方法についても検討を加えた。 |

- 1 中国財政部会計司『企業会計準則讲解』（『企業会計準則解説（2010年版）』）人民出版社，2010年の内容を翻訳しまとめたものである。

以上をまとめてみると、中国企業会計準則の「非貨幣性資産の交換」における「公正価値」の使用は、内容上国際会計基準とほぼ同様である。また金融商品に関する会計基準における「公正価値」の使用も内容上国際会計基準とほぼ同等である。もっとも中国の金融商品に関する会計基準はIAS 39の内容を分割して、新『企業会計準則』の12号、22号、23号、24号、37号に反映しているだけとも言える。ただし、「国際会計基準審議会（IASB）」は2009年11月にIAS 39を改定してIFRS 9として公表した。その改定の内容は二つある。一つは分類変更である。すなわちIAS 39の金融商品の4分類（売買目的、満期保有、貸付金および債権、売却可能）を簡素化し、2分類（償却原価、公正価値）にしたこと。二つ目は「公正価値」測定の範囲と方法についてである。すなわち分類によって、「公正価値」分類は原則「公正価値」による測定で、「償却原価」分類は「償却原価」による測定すること。ただし、金融商品を「償却原価」に分類するのはごく限られた場合の取り扱いである。今回の改定は金融資産の全面的な公正価値評価を見据えた改定とも言われた。分類変更について中国政府財政部は全面的に受け入れたのに対し、「公正価値」測定範囲と方法に関する改正については受け入れを表明してい

- 9 田中弘，藤田晶子，戸田龍介，向伊知郎，篠原淳，田口聡志『国際会計基準を学ぶ』税務経理協会，2011年，151頁。

<sup>10</sup> ない。もっとも「非貨幣性資産の交換」も「金融商品（認識と測定）」も基準が規制する対象は「公正価値」測定が必要不可欠である。よって中国の会計基準も国際会計基準に同調し、ほぼ同等な基準内容となった。ただ、中国の金融商品のうち現在の4分類のなか「損益を通じて公正価値で測定される金融資産（売買目的）」の割合は一番低く金融商品全体の7%未満である（詳細はこの章の第2節で説明する）。国際会計基準IAS 39を改定の二つ目の目的である金融資産の全面的な「公正価値」評価の布石に対して中国が受け入れることは現時点では不可能であろう。

一方、上述の「非貨幣性資産の交換」と「金融商品（認識と測定）」を含む「金融商品」に関する会計基準以外、中国の会計基準における「公正価値」の使用は国際会計基準とは大きな差が存在する。まず、国際会計基準では、「公正価値」測定は長期資産と長期負債まで使われていて、できるだけ多く「公正価値」情報を提供してもらうようにしている。多くの基準は「公正価値」と「原価」の選択適用とし、事実上「公正価値」による測定を推奨している。しかし、中国の非金融商品に関する会計基準における「公正価値」の使用は慎重である。「取得原価」による測定を原則とする。さらに、たとえ「公正価値」による測定が基準上容認されているとしてもその使用条件は厳しいものである（例えば第2表で示した「投資性不動産」、「生物資産」など）。また国際会計基準に明確な規定がない「共通支配下の企業結合」については、国有企業、国家持株企業が多数存在する中国にとっては必要性が高いので特別に「公正価値」による測定に条件を課した。このことから、中国は必要性に迫られていない会計基準項目については国による市場統制を容易にするため「取得原価」を推奨している実態が見える。では、なぜ「取得原価」のほうが市場統制しやすいであろう。その答えは本論文の第2節の中国会計基準における「公正価値」の執行状況の内容からヒントを得られるであろう。

## 2. 中国会計基準における「公正価値」の執行状況（2007、2008年度の上場企業データ）

中国会計基準における「公正価値」の使用は基準内容の解説、国際会計基準との比較だけでは机上の空論とまで言わなくても、不十分であることは明らかである。なぜなら、会計基準は会計実務のために作成するものであり、会計実務によってその有用性が反映されるものである。では、加えてなにを考察すればいいのであろう。私見では2007年度から中国の証券市場に上場する企業に適用されるようになった中国の新『企業会計準則』の執行状況の分析、とりわけ「公正価値」の使用に関するデータの収集、分析が重要であると考え。よって、本論文は中国の証券市場に上場している企業を調査対

10 中国財政部「关于就国际会计准则理事会征求意见稿《应用公允价值选择权的金融负债》的意见反馈」（「国際会計基準審議会の「金融商品の認識と測定」の修正草案に関するコメント」）中国財政部会計司ホームページ、[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100525\\_319429.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100525_319429.html)（2010-05-20）より抜粋。

象とし、それらの企業が2007、2008年度に中国の証券市場で公表した年度報告をデータとして収集し分析を行うことによって、「公正価値」の使用の実情について考察を行いたい。

まず全体的な状況を把握するため2007年度と2008年度の上場企業合計貸借対照表、合計損益計算書<sup>11</sup>を利用し、「公正価値」の使用に関するデータを抜粋し、第3表のようにまとめた。

第3表 2007、2008年度上場企業の公正価値情報一覧表<sup>1</sup>

単位：億元

| 項目                   | 2007年度   | 2008年度                          | 増減額       | 増減比率     |
|----------------------|--|---------------------------------|-----------|----------|
| 損益を通じて公正価値で測定される金融資産 | 4,894.29<br>(6.28%) <sup>2</sup>                       | 5,080.27<br>(6.38%)             | 185.98    | 3.80%    |
| 売却可能金融資産             | 32,083.29  | 34,583.74                       | 2,500.45  | 7.80%    |
| 満期保有投資               | 41,008.02  | 39,982.11                       | -1,025.91 | -2.50%   |
| 公正価値変動損益             | 117.23<br>(0.86%) <sup>3</sup><br>(1.16%) <sup>3</sup> | -501.33<br>(-4.51%)<br>(-5.71%) | -618.56   | -527.65% |
| 総利益                  | 13,634.02  | 11,124.88                       | -2,509.14 | -18.40%  |
| 純利益                  | 10,117.64  | 8,778.51                        | -1,339.13 | -13.24%  |

1 刘玉廷、王鹏、薛杰「我国上市公司2009年执行企业会计准则情况分析报告——基于企业会计准则实施的经济效果」（「我が国上場会社2008年度「企業会計準則」の執行状況－企業会計準則実施に伴う経済効果」）中国財政部会計司ホームページ、[http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528\\_320239.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528_320239.html)（2010-05-28）より抜粋。なお、（）で示す比率は筆者計算したものである（小数点2位四捨五入）。

2 「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」が金融商品全体に示す比率である。なお、「満期保有投資」のなかには「貸付金と未取債権」を含む。

3 公正価値変動損益が総利益に示す比率である。

第3表のデータから、中国で「公正価値」による測定を原則とする「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」は金融の資産全体の7%未満である。よって、中国会計基準の内容上国際会計基準とほぼ同等であるにも関わらず、実務上は中国の金融商品については、「公正価値」による測定はまだごく少数であることが確認できる。その理由の一つは、中国の金融商品の種類はまだ伝統的なものが多く、先進国に比べると新型金融商品（例えばデリバティブなど）の種類はまだ少なく、新型金融商品の市場はまだ成熟していないからである。もう一つは筆者の推測となる。中国の会計担当者、監査担当者は金融商品の分類に対して、厳格ではなく大まかではなかろうかと思われる。金融商品市場は成熟していないとはいえ7%未満は低すぎる。では、なぜ金融商品の分類が大まかになったかを考えると会計担当者、監査担当者の知識と能力に関係するのであろう。上場企業の会計担当者は少数を除き、伝統な会計教育を受けて、何十年も「取得原

11 合計貸借対照表とは上場するすべての企業の貸借対照表を単純合計して作成したものである。合計損益計算書とは上場するすべての企業の損益計算書を単純合計して作成したものである。

価値主義」というやり方で仕事してきた。新『企業会計基準』執行前も執行後も中国財政部による教育研修を受けたものの、新型金融商品にはやはり馴染めないであろう。実務上「公正価値」による測定に分類することには抵抗があると思われる。一方、監査者担当者においても同じような問題が存在するのである。中国財政部の公表データによると中国の上場企業の監査業務の96%強のシェアを持つのは中国国内の監査法人である<sup>12</sup>。しかし、中国国内の監査法人は国際会計基準に関する知識が不足しているではなからうか。中国国内監査法人の監査レベルはとても気になるところである。

また、第3表のデータをみると明らかに2007年度から2008年度までは「公正価値」変動損益が大きく、総合的にみると2007年の「益」から2008年の「損」へ一転した。下落幅は527.65%である。その主な原因は2007年から2008年までの中国証券市場の指数下落であろう。実際2007年度末の上海証券取引市場の総合指数は5261.56ポイントであるのに比べると2008年年度末はわずか1820.00ポイントである。証券市場の指数変動は当然なことである。しかし、中国の証券市場は先進国の証券市場に比べると一層不安定である。その原因の一端は中国証券市場の投資者の数が膨大であると同時に証券投資知識が乏しいことであろう。もう一つは国際的な金融危機による影響であろう。つぎに公正価値変動損失のトップ企業をみてみよう。中国の上場企業を大きく金融企業と非金融企業に分け、内訳を確認する。2008年度のデータによるとトップ5は金融企業2社、非金融企業3社である。金融企業では「中国平安保険」176.68億元、「中国人寿保険」83.16億元であり、非金融企業では「中国国際航空」77.07億元、「ST中国東方航空」64.01億元、「中国遠洋」52.03億元である。金融企業に関してはほかにもトップ10入りが3社あって、2社は証券会社で、1社は保険会社である。そのことから証券、保険類企業が受ける証券市場指数の影響は大きく、業績変動も大きい。一方、非金融企業でトップ5入りの3社のなか2社は原油先物契約による影響である。それままとめるとトップを示す企業に関しては、金融企業はもちろん非金融企業でもデリバティブに類似する商品による影響が大きい。金融商品投資リスクが高いことの証明となるであろう。

全体状況につづき、個別の「具体準則」の執行状況をみてみよう。まず「投資不動産」準則を対象とする。「具体準則」の「投資不動産」の中で「公正価値」確定の根拠およびその方法は明確に規定されていないうえ、「原価モデル」使用が原則であるため、大多数の投資不動産を持つ企業は「取得原価」により評価を行っている。第4表のごく少数の企業のみ「公正価値モデル」を使用していた。また「公正価値」につ

12 刘玉廷, 王鹏, 薛杰「我国上市公司2009年执行企业会计准则情况分析报告——基于企业会计准则实施的经济效果」(「我が国上場会社2009年度「企業会計準則」の執行状況—企業会計準則実施に伴う経済効果」)中国財政部会計司ホームページ, [http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528\\_320239.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528_320239.html) (2010-05-28)より抜粋。

13 中国証券市場の2008年の年度報告を使って調べた内容をまとめたものである。

第4表 2007, 2008年度投資不動産評価データ一覧表<sup>1</sup>

単位：社

| 年次     | 上場企業数 | 投資不動産<br>所有会社数 | 原価モデル | 公正価値モデル | 公正価値モデル<br>使用比率 |
|--------|-------|----------------|-------|---------|-----------------|
| 2007年度 | 1570  | 630            | 612   | 18      | 2.86%           |
| 2008年度 | 1624  | 690            | 670   | 20      | 2.90%           |

1 中国証券市場の2007年、2008年の年度報告を使って調べた内容をまとめたものである。

第5表 2007, 2008年度投資不動産評価開示一覧表<sup>1</sup>

単位：社

| 年次     | 不動産査定価格 | 第三者調査価格 | 擬制購入者との<br>協議価格下限 | 類似不動産の<br>市場価格 | 未開示 |
|--------|---------|---------|-------------------|----------------|-----|
| 2007年度 | 10      | 2       | 1                 | 2              | 3   |
| 2008年度 | 14      | 1       | 0                 | 5              | 0   |

1 中国証券市場の2007年、2008年の年度報告12

いて企業によって異なる測定根拠が用いられている。その具体的な内容は第5表に示す。

第5表のデータから、2007年度と比べると2008年度の「公正価値」確定の根拠は5つのうち主に2つに絞られた。一つは「査定価格」であり、もう一つは「類似市場の価格」である。ある程度統一されていたことが見られる。また2007年度と比べると「公正価値」確定の根拠を「未開示」とする企業がなくなったことも評価される。しかし、第4表で示したように「公正価値モデル」の使用はまだ不十分である。たった3%未満の企業が「公正価値」測定を採用していること自体が中国の会計基準における「公正価値」の使用が実務上まだ広く承認されていない証拠になるであろう。また「公正価値」確定の根拠について疑問を思うところがある。それは「擬制購入者との協議価格下限」である。「協議価格」も「公正価値」の一つであるなら、もはやなんでも「公正価値」になり得るであろう。なぜ中国の「公正価値」は「協議価格」も含むであろう。その点についてまず中国会計基準における「公正価値」の定義についてみてみよう。前述のように中国会計基準における「公正価値」の定義は「公平取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換され得る、又は負債が決済され得る金額」である。一方、国際会計基準における「公正価値」の定義は「独立した第三者間取引において、知識のある自発的な当事者間で資産が交換される、または、負債が決算される金額である。「独立した第三者間」の表現を「公平取引」に替えただけで、一見は同等のようである。しかし、国際会計基準の「公正価値」の定義は端的に言えば通常想定される交換取引での平均的な価値、つまり市場価格ないし市場取引を想定したときの価格である。<sup>14</sup>一方、中国会計基準の「公正価値」の定義はもっと広い意味を持っている。中国の

14 田中弘、藤田晶子、戸田龍介、向伊知郎、篠原淳、田口聡志、前掲書、143頁。

「公正価値測定」の「実務指南」によると「市場価格ないし市場取引を想定した時の価格」だけではなく、当事者間が協議し、納得した金額も「公正価値」と見なされる。このような解釈なら、「公正価値」は脚注4で説明したように「公正」よりも「公允」のほうが適切と思われる。

現段階では中国財政部の統計データおよび2007年度、2008年度上場企業の年度報告の一部のデータを利用して、実務のなかでの「公正価値」の使用について若干の確認をした。しかし、本来なら2009年度、2010年度の執行状況、そしてさらに多くの「公正価値」測定に関係する個別「具体準則」（例えば「非貨幣性資産の交換」、「債務再編」、「企業結合」、「資産の減損」）に現れた「公正価値」の使用状況を分析しなければならない。本論文は「公正価値」の使用に関する会計基準の内容と一部の実務分析を行い、次稿においては中国会計基準における「公正価値」の実務分析を中心とする内容にしたいと考えている。

## おわりに

以上述べたように、中国会計基準における「公正価値」の使用は全面的であるとの外観が2006年の新『企業会計準則』の公布によって作りあげることができた。しかし、中国会計基準の内容を詳細にみていくと、国際会計基準で求められている「公正価値」の広範な適用に対して、中国の会計基準では「公正価値」の採用は活発な市場の存在と信頼しうる程度の測定可能性がある場合に限定され、また各「具体準則」において「公正価値」の使用に詳細な条件を課している。中国財政部は中国が新興の市場経済国家であり、活発な市場がまだ十分に形成されていないので、限定的な適用にするしかないとしている。「公正価値」測定については中国会計基準と国際会計基準とは差異がありながら、中国政府の見解は中国国内経済の実情に基づくものであることを理由に、国際会計基準との差異とは認めていない。また2009年5月にIASBが「公正価値測定」の公開草案を発表した。その公開草案に対し、中国政府財政部の見解は「活発でない市場のインプットについてのガイドラインを提供しているものの、新興経済市場国家の環境下の公正価値測定の特殊な問題が存在することを認識しておらず、新興経済市場国家のための個別ガイドラインが提供されていない」というものである。中国は新興市場経済国家として、「公正価値」測定については先進国の市場経済に基づく測定手法をそのまま導入することはできない。よって、中国会計準則における対外的な対策は新興市場経済

15 2010年4月に発表された中国財政部会計司の司長によるロードマップ解説（題名「我が国の会計基準の国際的なコンバージェンスはより深化する発展段階にある」）より抜粋。

16 中国財政部ホームページ <http://www.mof.gov.cn/> から「公正価値改定草案」についての意見表明（題名「我が国が国際会計基準の公正価値測定改定草案についての意見」）より抜粋。

国家に適用可能な「公正価値」の実行可能な決定方法を積極的に国際会計基準審議会に提案することであろう。そうすることで、中国会計基準における「公正価値」の使用の基準内容上の問題点は新興経済市場国家の「特殊事項」として、国際会計基準審議会に認可されることであろう。今までも中国はこのやり方で「関連当事者間の開示」などの準則における国際会計基準との差異を解消した実績がある<sup>17</sup>。これからも中国はこのやり方で中国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスを進めることであろう。2010年4月に発表された財政部会計司の司長によるロードマップ解説では次のように述べている「コンバージェンスは同等に等しいということではなく、コンバージェンスは相互に働きかけるものでなくてはならないという原則を堅持する。これは我国の特別な政治、経済、法律および文化の環境によって決定されるものであり、現在の我国の会計法等の法律構造と監督管理の要請に適合するものである<sup>18</sup>。」

本論文では、中国の会計基準における「公正価値」使用の実務上の問題についてのデータ分析がまだ不足しているものの、実務上の問題について一部確認できている部分もある。それは「公正価値」確定の根拠の「不確実」なところである。第1表で示した中国の新『企業会計準則』の「基本準則」、そして「公正価値測定」の「実務指南」に「公正価値」確定の根拠について国際会計基準に類似する階層化は存在している。すなわち中国の会計基準における「公正価値」の階層は国際会計基準と同じ、「レベル1」から「レベル3」までの3階層となっている。「レベル1」は「最優先とする同一資産または負債の活発な市場価格」である。「レベル2」は「同種類の資産、負債の活発な市場価格」である。「レベル3」は「市場で観察不能であるため推定値」を使う<sup>19</sup>。しかし、実際新『企業会計準則』の執行状況を見ると必ずしも「レベル1」から「レベル3」までの階層順に沿って使っているとは言いきれない。本論文では「具体準則」の「投資不動産」を確認したところ、特に2007年度では「公正価値」確定の根拠について「レベル3」と「未開示」を合わせると全体の三分の一を示すことになる。2008年度は改善さ

17 中国の会計基準では、同一の政府の支配を受けている「国有企業間の取引」については、関連当事者間取引として取り扱わず、当然のことながら開示も不要とされている。一方国際会計基準では、「同一の政府の支配を受けている企業間の取引」を関連当事者間取引の対象に含まれていた。しかし、2010年1月1日以後開始事業年度から適用された改定IAS 24では関連当事者間取引として取り扱わなくなった。この点において両基準間の差異が解消されたことになる。その背景には国有経済から民間経済への移行過程にある中国、ロシア、東欧等の諸国から、国際会計基準審議会に対して、政府関連企業の取引情報の開示を免除するように要請をしたからである。このように中国政府は中国の実情に合わせて積極的に国際会計基準審議会への提言を行って、国際会計基準の改訂に中国政府の意見を反映させている。

18 刘玉廷「我国会计准则国际趋同走向纵深发展阶段——财政部会计司司长刘玉廷解读「中国企业会计准则与国际财务报告准则持续趋同路线图」」（ロードマップ解説「我が国の会計基準の国際的なコンバージェンスはより深化する発展段階にある」）中国財政部ホームページ [http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201004/t20100414\\_287325.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcejiedu/201004/t20100414_287325.html) (2010.04.14) より抜粋。

19 中国財政部『企業会計準則 - 应用指南（公允价值測定）』（『企業会計基準 - 実務指南（公正価値測定）』）の内容より抜粋。

れたものの、まだ「公正価値」測定を使う企業が少なく、もっと増えると「公正価値」確定の根拠の選択はさらに問題が出てくると予測される。ほかにもデータ整理完了していない「具体準則」において同様な問題出てくるのではないかと推測する。私見ではその原因は中国の会計担当者が「公正価値」測定について十分かつ正確な知識を身に付けていないからであろう。<sup>20</sup>結果、中国会計基準における「公正価値」確定の根拠の選択についてはかなり自由度の高い使われ方となっている。中国の「公正価値」測定の比較可能性を損なうことになるであろう。またレベル3のなかに「協議価格」も「公正価値」として認められることから、「公正価値」の信頼性においても問題であろう。財務報告の信頼性は会計の専門家である公認会計士の監査によって保証される。しかし、中国財政部のデータによれば2007年度、2008年度において、「限定付適正意見」或いは「不適正意見」を出した比率の内訳が中国国内の監査法人は10%前後で、「Big 4」<sup>21</sup>は1%未満である。<sup>22, 23</sup>言い換えれば「公正価値」測定について会計監査人はほぼ「適正」と判断したことになる。はたして実際の状況はそうであろうかは疑問である。私見では中国会計準則における対内的な対策は中国実情に合致する統一した詳細な「公正価値測定規範」を作成することが必要となろう。そのなかでさらに厳格に「公正価値」を定義することによって、確定の根拠に「協議価格」を排除し、そのうえ階層順に「公正価値」確定の根拠を使うように規定することは重要である。規定は厳格にすれば、会計情報を作成する側である会計担当者がより正確な財務諸表を作成し、会計情報を審査する側である監査担当者がより厳格に財務諸表を審査するであろう。結果として、より正確で投資者などの意思決定に有用な会計情報を市場に提供できるようになるであろう。以上は中国会計基準における「公正価値」の使用の対内的な対策になると筆者は考える。

- 
- 20 中国の会計基準関係についての会計担当者の研修教育は一貫として中国財政部によって行う決まりとなっている。それも中国独特のやり方であり、変えられないところである。そのやり方のメリットはスピードであり、デメリットは中国流の「公正価値」知識だけを教え込まれることである。よって、メリットを生かして、デメリットを改善すれば中国でも国際的に通用する「公正価値」知識を身に着けた会計担当者を多く育てることできるであろう。デメリットの改善策は中国財政部の作成した中国会計基準を中心とする統一研修教育教材を使うだけでなく、国際会計基準における「公正価値」の知識も教えるようにしなければならない。そして、国際会計基準に従う「公正価値」の実務研修も行うほうがよからう。筆者は中国の会計担当者教育問題については調査する予定である。
- 21 世界レベルの4大会計事務所、それぞれアーンスト&ヤング (Ernst & Young)、デロイト トウシュエ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)、KPMG (KPMG)、プライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers) である。
- 22 中国の上場企業の監査を担当する監査法人の内訳について、2007年度において国内監査法人は1471で、「Big 4」は99である。2008年度においてそれぞれ1531と111である。中国の上場企業の監査業務の96%強のシェアを持つのは中国国内の監査法人である。よって中国国内監査法人に所属している公認会計士に対して国際会計基準についての研修教育を行う必要があると思われる。筆者も中国の会計監査についても調べる予定している。
- 23 刘玉廷, 王鹏, 薛杰「我国上市公司2009年执行企业会计准则情况分析报告——基于企业会计准则实施的经济效果」(「我が国上場会社2009年度「企業会計準則」の執行状況—企業会計準則実施に伴う経済効果」) 中国財政部会計司ホームページ, [http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528\\_320239.html](http://kjs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/gongzuodongtai/201005/t20100528_320239.html) (2010-05-28) より抜粋。